

国会公契第23号
国官技第357号
国営計第126号
令和6年12月20日

各地方整備局 総務部契約管理官 殿
企画部技術開発調整官 殿
営繕部長 殿

国土交通省大臣官房

会計課公共工事契約指導室長
技術調査課建設技術調整室長
官庁営繕部計画課長
(公 印 省 略)

「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における
工事発注規模の公表の試行について」の一部改正について

標記について、「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の試行について」（平成19年4月12日付け国地契第2号、国官技第18－2号、国営計第3－4号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置された。

記

「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の試行について」（平成19年4月12日付け国地契第2号、国官技第18－2号、国営計第3－4号）の一部を次のように改正する。

別紙を次のとおり改める。

(別紙)

一般土木工事及び建築工事等（右欄に掲げる工事を除く工事）		アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事	
3,000万円未満		6,000万円未満	
3,000万円以上	7,000万円未満		
7,000万円以上	1億円未満	6,000万円以上	1億4,000万円未満
1億円以上	2億円未満	1億4,000万円以上	2億3,000万円未満
2億円以上	3億4,000万円未満	2億3,000万円以上	3億円未満
3億4,000万円以上	基準額未満	3億円以上	基準額未満
基準額以上	15億円未満	基準額以上	10億円未満
15億円以上	30億円未満	10億円以上	20億円未満
30億円以上	50億円未満	20億円以上	
50億円以上			

※基準額 「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記1に定める額をいう。

附 則

この通知は、令和7年4月1日以降に請負契約を締結する工事の手続について適用する。ただし、令和7年3月31日以前に契約締結を予定していた工事について、低入札価格調査等の特別な事情により契約締結が令和7年4月1日以降となったものの手続については、なお従前の例による。